



令和2年度
1月28日



学校だより

令和3年の幕開けとともに、3学期51日がスタートしました。寒さに負けず、子供たちは元気に学習や諸活動に取り組んでいます。依然として新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、子供たちの安全を第一に考えながら、粛々と教育活動を進めてまいりたいと思います。子供たちが健康で乗り切れよう、引き続きご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

チャレンジモーニングでは、異学年が交流し、「8の字跳び」に取り組んでいます。上級生が上手く縄に入れない低学年の子供たちに声をかけ、優しく励ます姿に心温まります。

クラブ活動が行われ、4～6年生が製作やスポーツ・ゲームなど、様々な活動に夢中で取り組みました。



体罰について

体罰はいかなる場合も禁止されています(**学校教育法第11条**)。本校も、その重要性を確認し合っていますが、万が一見落とされ、子どもの心身を傷つけてしまうことがあります。

つきましては、体罰を見逃すことのないように、お気づきのことがありましたら**校長**または**教頭**まで直接ご連絡ください。



<調査対象期間> 令和2年4月1日～令和3年3月31日

<体罰に関する解釈>

- 1) 教員等が児童生徒に対して行った「懲戒行為」が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、「懲戒行為」をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- 2) 1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

セクシャル・ハラスメントについて

「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」とは、相手を不快にさせる性的な発言や行為のことをさします。下記のような状況が見られた場合は、**校長**または**教頭**まで直接ご連絡ください。

- (例)・みんなの前で、個人的な容姿や体のことを言われて、いやな気持ちになった。
- ・「女のくせに」とか、「男のくせに」など、性別で決めつけられて、いやな気持ちになった。
 - ・道を歩いたり、友達と集まったりしているときに体をじろじろ見られて、いやな気持ちになった。
 - ・体や頭をなでられて、いやな気持ちになった。
 - ・携帯電話などを使い、いやらしい画像が、メールやラインで送られてきた。
 - ・脚などを写真に撮られた。